

鎌倉市名越中継施設整備業務委託
公募型プロポーザル実施要領

令和6年7月

鎌 倉 市

目次

1	実施目的	1
2	業務概要	2
(1)	事業名称	2
(2)	目的	2
(3)	実施場所	2
(4)	施設概要	2
(5)	業務範囲	3
(6)	業務分担	3
(7)	予定契約（履行）期間	3
(8)	見積上限金額	3
(9)	関係法令の遵守	4
3	参加資格要件等	5
(1)	参加者の構成等	5
(2)	参加資格要件	5
(3)	参加資格要件基準日	7
(4)	参加資格の喪失	7
(5)	プロポーザル参加に関する留意事項	7
4	スケジュール	9
5	応募手続等	10
(1)	参考図書閲覧	10
(2)	実施要領等に関する質問	11
(3)	実施要領等に関する質問の回答	11
(4)	参加表明書及び資格審査書類等の提出並びに審査等	11
(5)	技術提案書類等の提出	12

6	審査・選定方法	14
(1)	選定方法	14
(2)	審査会の設置	14
(3)	選定基準及び評価項目等	14
(4)	技術提案書類等の事前審査及び確認	14
(5)	プレゼンテーションの実施	14
(6)	プレゼンテーションの辞退	15
(7)	審査結果理由の説明請求	15
(8)	その他	15
7	失格事由	16
8	選定結果の公表等	17
9	その他事業の実施に関する事項	18
(1)	優先交渉権者選定後の手続	18
(2)	事業者の責任の明確化等	18
(3)	契約保証金	19
(4)	第三者賠償保険への加入	19
(5)	資材及び労働力について	19
(6)	係争事由に係る基本的な考え方	19
(7)	管轄裁判所	19
10	担当課	20
別紙1	業務分担表	21
別紙2	リスク分担表	22

1 実施目的

鎌倉市（以下「本市」という。）が発注する鎌倉市名越中継施設整備業務委託（以下「本事業」という。）は、円滑な実施に資する事業手法として性能発注方式（設計・施工一括発注方式）を採用する。また、本市は、透明性及び公平性の確保に配慮した上で、事業者の創意工夫やノウハウ、事業を遂行する能力等を総合的に評価するため、本事業の設計及び施工業務等を実施する事業者（以下「事業者」という。）を公募型プロポーザル方式にて選定する。

鎌倉市名越中継施設整備業務委託公募型プロポーザル実施要領（以下「本要領」という。）は、事業者を公募型プロポーザル方式により選定するに当たり、募集、選定、契約等の手続に必要な事項を定めることを目的とする。

なお、本要領と併せて公表する次の資料は、本要領と一体のものであり、本事業の公募型プロポーザルに参加する者（以下「参加者」という。）は、本要領及び次の資料（以下「実施要領等」という。）の内容を前提として、手続を進めるものとする。

- ・ 鎌倉市名越中継施設整備業務委託要求水準書（以下「要求水準書」という。）
- ・ 鎌倉市名越中継施設整備業務委託提案様式集（以下「提案様式集」という。）
- ・ 鎌倉市名越中継施設整備業務委託優先交渉権者選定基準書（以下「選定基準書」という。）

2 業務概要

(1) 事業名称

鎌倉市名越中継施設整備業務委託

(2) 目的

本市では、燃やすごみを名越クリーンセンターにて焼却処理を行っているが、老朽化に伴い、令和6年度中をもって施設の稼働を停止する予定である。名越クリーンセンター稼働停止後は、鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化実施計画（令和2年(2020年)8月策定）に基づき、逗子市既存焼却施設を中心に焼却処理を行う予定である。

このため、収集及び輸送効率を考慮し、本市から発生するごみの中継施設（以下「本施設」という。）の整備を行うものである。また、将来的には逗子市及び葉山町のごみも受入対象とする。

本施設の整備に当たっては、整備計画地の立地条件、周辺環境との調和、公害の防止、安全性及び機能性を考慮するとともに、合理的かつ経済的で、維持管理が容易な施設とし、運転員の労働環境を考慮したものとする。

(3) 実施場所

神奈川県鎌倉市大町五丁目11番16号

(4) 施設概要

ア 対象となる施設の種類

一般廃棄物処理施設（廃棄物中継施設）

イ 整備計画地

11,856.12 m²（うち工事面積約4,800 m²）

ウ 計画施設の概要

(ア) 計画処理能力

a 中継設備：120 t/日

b 破碎設備：4 t/日

(イ) 計画ごみ搬入量

a 燃やすごみ（破碎ごみ含む）：29,766 t/年

(ウ) 処理対象物

a 燃やすごみ

b 破碎ごみ（火災ごみ・海洋漂着ごみ）

(エ) 処理方式

a 燃やすごみ：コンパクト・コンテナ方式

b 破碎ごみ：往復剪断式

(オ) 運搬先

a 逗子市環境クリーンセンター（神奈川県逗子市池子4-956）

b 市が指定する民間処理施設等

なお、令和6年(2024年)4月1日時点で「不測の事態等における廃棄物の処理に関する協定」又は資源化処理業務委託を行っている民間事業者は次のとおり。

- (a) エコシステム千葉株式会社（千葉県袖ヶ浦市）
- (b) 株式会社ミダックホールディングス（静岡県富士宮市）
- (c) 株式会社ナリコー（千葉県成田市）
- (d) 株式会社市原ニューエナジー（千葉県市原市）
- (e) 株式会社アクトリー（栃木県下都賀郡壬生町）
- (f) 光陽産業株式会社（静岡県御殿場市）
- (g) オリックス資源循環株式会社（埼玉県大里郡寄居町）

(5) 業務範囲

ア 事業者が行うもの

- (ア) 計画施設の実施設設計及び詳細設計（補完的な測量調査、地質調査、その他本業務の実施に必要な調査等を含む）
 - (イ) 各種許認可申請代行
 - (ウ) 循環型社会形成推進交付金手続に係る支援
 - (エ) 一般廃棄物処理施設設置（変更）届等に関する資料作成
 - (オ) 計画施設整備工事の施工及び施工管理
 - (カ) 付帯設備等の整備
 - (キ) 計画施設の試運転及び運転指導
 - (ク) 計画施設の性能確認及び引渡し
 - (ケ) 予備品、消耗品の納入
 - (コ) 契約不適合責任期間中の改善及び補修
 - (サ) 焼却施設の解体撤去及び残置物等の撤去
 - (シ) 搬出設備（コンテナ）及び搬出車両（コンテナ運搬車）の購入
 - (ス) 周辺住民対応への協力
 - (セ) 土壌汚染が確認された場合は別途協議とする。

イ 本市が行うもの

- (ア) 周辺住民対応
 - (イ) 循環型社会形成推進交付金関連事務
 - (ウ) 一般廃棄物処理施設設置（変更）届出等
 - (エ) 事業者が行う本施設の設計及び施工の監理（別途業務委託を含む）
 - (オ) 土砂災害特別警戒区域に対する対策工事
 - (カ) その他これらを行う上で必要な業務

(6) 業務分担

本事業に係る業務分担は別紙1のとおりとする。

(7) 業務期間(予定)

業務委託契約締結日（令和7年(2025年)1月）から令和10年(2028年)9月末日まで

(8) 見積上限金額

5,478,826,000円（消費税額及び地方消費税額を含む）

(9) 関係法令の遵守

本市及び事業者は、本事業を実施するに当たり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）をはじめとする関係法令、条例、規則、要綱等を遵守しなければならない。

3 参加資格要件等

(1) 参加者の構成等

- ア 参加者は、単独企業若しくは特定建設工事共同企業体（以下「JV」という。）とする。
- イ JVにあっては、施設設計・建設工事を担当する企業を代表企業とし、当該代表企業が参加手続を行うものとする。
- ウ 参加者の関連会社である企業が、他の単独企業又はJVを構成する企業になることはできない。
- エ 同一参加者が複数の提案を行うことはできない。

(2) 参加資格要件

参加者は、実施要領等の公表から業務委託契約締結までの期間において、次に掲げる要件を全て満たしていること。

ア 共通事項

- (ア) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者とする。
- (イ) 鎌倉市入札指名停止等取扱基準に基づく、入札参加資格指名停止措置の対象となっていない者とする。
- (ウ) 客観的に明らかに経営不振に陥ったと認められる次のaからfの要件に該当しない者とする。
 - a 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立てがなされている者。
 - b 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者。
 - c 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者。
 - d 会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始の申立てがなされている者。
 - e 銀行取引停止処分がなされている者。
 - f 法人税、消費税、法人事業税又は法人市民税を滞納している者。
- (エ) 自己又は自社若しくは自社の役員等が、次のaからhのいずれにも該当しない者とする。
 - a 暴力団（鎌倉市暴力団排除条例（平成24年1月1日施行。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - b 暴力団員（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - c 暴力団員等（暴排条例第2条第4号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）
 - d 暴力団経営支配法人等（暴排条例第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等をいう。以下同じ。）
 - e 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者。
 - f 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与している者。

g 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。

h 上記aからgまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者。

(f) (エ) aからhまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人でないこと。

(g) 本事業に係る発注支援等業務の受注者である中外テクノス株式会社と資本面又は人事面において関連がある者が所属する企業は、参加資格を満たしている者であっても本プロポーザルに参加することはできない。

イ 構成企業のうち、施設設計・建設工事を行う者

(7) 令和6年度鎌倉市入札参加資格業者名簿のうち、「機械器具設置工事」又は「清掃施設工事」について、鎌倉市一般競争入札執行取扱基準により指定業者として資格を有すると認められた者の名簿に登載されていること。

(イ) 建設業法(昭和24年法律第100号)第15条の規定に基づく建設工事の種類のうち、「機械器具設置工事」又は「清掃施設工事」について、同法に基づく特定建設業の許可を受けていること。また、「機械器具設置工事」又は「清掃施設工事」について、同法第27条の23の規定による経営事項審査の結果の総合評定値が、900点以上であること(参加表明書の提出日に有効期限内であること)。

(ウ) 建築士法(昭和25年5月24日法律第202号)に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。

(エ) 過去10年間(平成26年(2014年)4月1日から令和6年(2024年)3月31日まで)に、地方公共団体(一部事務組合を含む)が発注した廃棄物運搬中継施設建設工事(循環型社会形成推進交付金の対象となったもの)を元請として受注した実績を1件以上有すること。

(f) 次に掲げる要件を満たす設計監理技術者と工事管理技術者を本工事に配置すること。

a 設計監理技術者

設計監理を行う技術者は、ごみ処理施設の実施設設計の経験を有するものであって、建設業法第26条に規定する監理技術者とし、本工事に非専任で1名以上を配置すること。

b 工事管理技術者

工事管理を行う技術者は、ごみ処理施設の建設工事施工の経験を有するものであって、建設業法第26条に規定する監理技術者とし、本工事に専任で1名以上を配置すること。なお、配置する工事管理技術者については、次の要件を満たしていること。

(a) 清掃施設工事又は機械器具設置工事の監理技術者資格者証及び監理技術者修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。なお、「これに準ずる者」とは、次の者をいう。

① 平成16年(2004年)2月29日以前に交付を受けた監理技術者資格者証を有する者。

② 平成16年(2004年)3月1日以降に監理技術者資格者証の交付を受けた者である場合には、監理技術者資格者証及び指定講習受講修了証を有する者。

(b) 参加者と直接かつ恒常的な雇用関係にあること。

恒常的な雇用関係とは、参加表明書及び資格審査書類等の提出期限より前に3か月以上の雇用期間を有することをいう。

ウ 構成企業のうち、解体工事を行う者

(ア) 建設業法(昭和24年法律第100号)第15条の規定に基づく建設工事の種類のうち、「解体工事」について、同法に基づく特定建設業の許可を受けていること。

(イ) 過去10年間(平成26年(2014年)4月1日から令和6年(2024年)3月31日まで)に地方公共団体(一部事務組合を含む)が発注した「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」(平成13年4月25日厚生労働省基発401号の2)又は「「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」の改正について」(平成26年1月10日厚生労働省基発第0110第1号)に基づき実施された、150t/日以上一般廃棄物処理施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第8条第1項に規定するごみ処理施設。ただし、焼却施設を含むものに限る)の解体工事を元請として施工した実績を1件以上有すること。

(ウ) ごみ処理施設の解体設計の経験を有する者であって、建設業法第26条に規定する監理技術者を本工事に専任で1名以上を配置すること。

(3) 参加資格要件基準日

参加資格要件基準日は、参加表明書及び資格審査書類等の提出日とする。

(4) 参加資格の喪失

参加資格確認後、業務委託契約締結までの期間に参加資格要件を欠くこととなる事態が生じた場合には、当該参加者は失格とする。

(5) プロポーザル参加に関する留意事項

ア 費用負担

プロポーザルに要する経費は、全て参加者の負担とする。

イ 提案書類等の取扱い

提出された提案書類等は、原則として変更することができないものとする。

また、提案書類等は返却しないものとする。

ウ 著作権

参加者が提出する提案書類等の著作権は、それぞれ参加者に帰属する。ただし、本市が参加者の承諾を得た場合には、提案書類等の内容を無償で使用できるものとする。

エ 使用言語及び単位、時刻

プロポーザルにおいて使用する言語は日本語、単位は計量法(平成4年5月20日法律第51号)に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

オ 提案内容不履行の場合の措置

事業者は、提出した提案書類等の内容について、本市の指示により実施する必要がない部分を除き、確実に履行するものとする。なお、本事業の完了時に事業者の責により提案

書類等に記載した内容を履行できなかった場合や、本事業の完了前にあっても履行できないと認められた場合には、本市は事業者に対して、提案内容不履行に関する措置として違約金等を請求することがある。

カ 特許権

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、システム、アプリケーションソフトウェア等を使用した結果、生じた責任は原則として事業者が負う。

キ 市提供資料の取扱い

本市が提供する実施要領等は、プロポーザル参加の目的以外で使用してはならない。また、プロポーザル参加の目的の範囲内であっても、本市の承諾を得ることなく、第三者に対してこれを使用させ、又は内容を提示してはならない。

ク プロポーザルの延期等

本市が必要と認めたときは、プロポーザルに係る手続の日程変更、延期又は中止をすることがある。これにより、参加者に不利益が生じても、本市はその責を負わないものとする。

ケ その他

本要領に定めるもののほか、プロポーザルに当たって周知する事項が生じた場合は、適宜通知するものとする。

4 スケジュール

本事業に係る実施要領等の公表から業務委託契約締結までのスケジュールを次に示す。
 なお、スケジュールは公表時点での予定であり、変更する場合がある。

日 程		内 容
令和6年	7月22日(月)	実施要領等の公表
	7月22日(月)～8月7日(水)	参考図書閲覧の期間(申込締切：8月5日(月))
		実施要領等に関する質問の受付期間
	8月16日(金)(予定)	実施要領等に関する質問に対する回答の公表
	8月19日(月)～8月30日(金)	参加表明書及び資格審査書類等の提出期間
	9月6日(金)(予定)	参加資格審査結果の通知
	10月15日(火)	技術提案書類等の提出期限
	技術提案書類等提出日 ～10月31日(木)(予定)	技術提案書類等の事前審査及び確認
	11月中下旬	プレゼンテーション、優先交渉権者の選定及び決定
選定後、速やかに	契約内容の交渉、基本契約(仮契約)の締結	
令和7年	1月中	業務委託契約締結

5 応募手続等

(1) 参考図書閲覧

閲覧に供する参考図書、閲覧場所、期間等は次のとおりとする。

ア 受付期間

令和6年(2024年)7月22日(月)から令和6年(2024年)8月5日(月)午後5時まで

イ 閲覧可能期間

令和6年(2024年)7月22日(月)から令和6年(2024年)8月7日(水)までの午前9時から午後5時まで(ただし、土曜日、日曜日、祝日及び正午から午後1時を除く)

ウ 閲覧場所

名越クリーンセンター会議室

エ 参考図書

- (ア) 鎌倉市名越清掃工場建設工事竣工図(建築構造図)(昭和57年)
- (イ) 鎌倉市名越清掃工場建設工事竣工図(建築意匠図)(昭和57年)
- (ウ) 鎌倉市名越清掃工場建設工事竣工図(建築設備図)(昭和57年)
- (エ) 鎌倉市名越清掃工場建設工事竣工図(通風設備)(昭和57年)
- (オ) 鎌倉市名越清掃工場建設工事竣工図(機械設備)(昭和57年)
- (カ) 鎌倉市名越清掃工場建設工事竣工図(計装電気設備電気図)(昭和57年)
- (キ) 鎌倉市名越清掃工場建設工事竣工図(計装電気設備計装図)(昭和57年)
- (ク) 鎌倉市名越清掃工場建設工事竣工図(計装電気設備工事図)(昭和57年)
- (ケ) 名越クリーンセンターダイオキシン類削減等対策工事竣工図(建築設備)(平成14年11月)
- (コ) 名越クリーンセンターダイオキシン類削減等対策工事竣工図(機械設備)(平成14年11月)
- (サ) 名越クリーンセンターダイオキシン類削減等対策工事竣工図(電気計装設備)(平成14年11月)
- (シ) 名越クリーンセンターごみ焼却施設基幹的設備改良工事(実施設計図書)(平成24年)
- (ス) 名越クリーンセンターごみ焼却施設基幹的設備改良工事竣工図(土木建築設備)(平成27年7月)
- (セ) 名越クリーンセンターごみ焼却施設基幹的設備改良工事竣工図(機械設備)(平成27年7月)
- (ソ) 名越クリーンセンターごみ焼却施設基幹的設備改良工事竣工図(電気設備)(平成27年7月)

オ 申請方法

参考図書の閲覧を希望する者は、「様式 1-1 参考図書閲覧申込書」に必要事項を記入し、環境施設課宛てに電子メール(表題:「【事業者名】鎌倉市名越中継施設整備業務委託プロポーザル参考図書閲覧申込」とすること)にて提出するとともに、電話にて到着確認をすること。

なお、電子メール及び電子メールに添付する電子ファイルは、コンピュータウイルス感染に対する予防、検出及び駆除のための最新の処理(以下「コンピュータウイルス対策処理」という。)を実施の上、送信すること。

カ 留意事項

- (ア) 参考図書の閲覧を行う時間は、午前(午前9時から正午まで)または午後(午後2時から午後5時まで)を1単位とし、最大3単位までとする。なお、申込状況によっては、本市にて実施するスケジュール調整の結果に従うこと。

- (イ) 閲覧に供する参考図書の貸出し(一時的な持ち出しを含む)は、原則として行わない。
指定された閲覧時間内において、携帯用コピー機やカメラによる複写を希望する場合は、必ず本市の了解を得ること。
- (ウ) 参考図書の閲覧に当たっては、閲覧者の所属が確認できる身分証明書を携帯し、本市の求めに応じてこれを提示すること。

(2) 実施要領等に関する質問

実施要領等に関する質問を次のとおり受け付ける。

ア 受付期間

令和6年(2024年)7月22日(月)から令和6年(2024年)8月7日(水)午後5時まで

イ 提出方法

実施要領等に関する質問がある者は、「様式1-2 実施要領等に関する質問書」、「様式1-3 要求水準書に関する質問書」に必要事項を記入し、環境施設課宛てに電子メール(表題:「【事業者名】鎌倉市名越中継施設整備業務委託プロポーザルに関する質問」とすること。)にて提出するとともに、電話にて到着確認をすること。

なお、電子メール及び電子メールに添付する電子ファイルは、コンピュータウイルス対策処理を実施の上、送信すること。

(3) 実施要領等に関する質問の回答

ア 回答予定日

令和6年(2024年)8月16日(金)(予定)

イ 回答方法

提出された質問に対する回答は、本市ホームページにおいて公表する。

(4) 参加表明書及び資格審査書類等の提出並びに審査等

ア 参加表明書及び資格審査書類等の提出

参加表明書及び資格審査書類等を次のとおり受け付ける。

(ア) 受付期間

令和6年(2024年)8月19日(月)から令和6年(2024年)8月30日(金)までの午前9時から午後5時まで(ただし、土曜日、日曜日、祝日及び正午から午後1時を除く)

(イ) 提出場所

鎌倉市役所本庁舎1階 環境施設課

(ウ) 提出方法

持参にて提出すること。

(エ) 提出書類

提出書類は、次に掲げる書類とし、提出部数は正本2部、電子データ(CD-ROM 2式)を提出すること。

- a 様式2-1 参加表明書
- b 様式2-2 参加資格審査申請書兼誓約書
- c 様式2-3 参加資格審査に関する提出書類(表紙)
- d 様式2-4 実施体制

- e 様式 2-5 代表企業の連絡先
- f 様式 2-6-1 企業に関する資格（設計・施工）
- g 様式 2-6-2 企業に関する資格（解体）
- h 様式 2-7-1 配置予定技術者の経歴（設計監理技術者）
- i 様式 2-7-2 配置予定技術者の経歴（工事管理技術者）
- j 様式 2-7-3 配置予定技術者の経歴（解体技術者）
- k 様式 2-8-1 施工実績（設計・施工）
- l 様式 2-8-2 施工実績（解体）
- m 各様式に定める添付書類

イ 参加資格審査結果の通知

本市は、5(4)ア(エ)提出書類に基づき、参加者が参加資格要件を満たしているか審査を行い、令和6年(2024年)9月6日(金)(予定)に審査結果を参加表明書及び資格審査書類等に記載のメールアドレス宛に通知する。

なお、参加資格要件を満たしていることが確認された者であっても、参加資格確認後、業務委託契約締結までの期間に参加資格要件を欠くような事態が生じた場合は、その時点で失格とする。

ウ 審査結果理由の説明請求

参加資格審査の結果、参加資格が認められなかった者は、その理由について本市に説明を求めることができる。

(ア) 請求期日

本市が通知した日の翌日から起算して7日以内

(イ) 請求方法

書面(様式自由)にて環境施設課に提出すること。

提出方法は、持参または郵送(消印有効)とし、持参の場合は午前9時から午後5時(土曜日、日曜日、祝日及び正午から午後1時は除く)とし、郵送した場合は到着予定を電話にて連絡すること。

(ウ) 回答方法

説明を求めた者に対する回答は、電子メールにて速やかに送付する。

エ 参加表明の秘匿

プレゼンテーション等は全て匿名で行うため、匿名性を担保することを目的に参加表明をした事実の公表は、優先交渉権者の決定に係る結果の公表まで一切行わないこと。

(5) 技術提案書類等の提出

参加資格を有することが認められた者は、次のとおり技術提案書類等を提出すること。技術提案書類等の作成に当たっては、提案様式集の作成要領に従って作成すること。

ア 提出期限

参加資格審査結果通知の翌日から令和6年(2024年)10月15日(火)までの午前9時から午後5時まで(ただし、土曜日、日曜日、祝日及び正午から午後1時を除く)

イ 提出場所

鎌倉市役所本庁舎 1 階 環境施設課

ウ 提出方法

持参にて提出すること。

エ 提出書類

提出書類は、次に掲げる書類とし、技術提案書類提出書 1 部、技術提案書 10 部（正本 1 部、副本 9 部）、見積書及び見積内訳書 10 部（正本 1 部、副本 9 部）、電子データ（CD-ROM 2 式）を提出すること。

提出に当たっては、本実施要領の順に提出書類を整理し、製本すること。

(7) 様式 3-1 技術提案書類提出書

(イ) 技術提案書

- a 様式 3-2 鎌倉市名越中継施設整備業務委託技術提案書（表紙）
- b 様式 3-2-1 施設計画に関する技術提案
- c 様式 3-2-2 工事の適正な遂行に関する技術提案
- d 様式 3-2-3 施設の環境対策等に関する技術提案
- e 様式 3-2-4 施設の運転に関する技術提案
- f 様式 3-2-5 地域住民還元策に関する技術提案
- g 様式 3-2-6 環境負荷軽減及び経済性に関する技術提案
- h 様式 3-2-7 アフターサービス体制に関する技術提案
- i 様式 3-3 鎌倉市名越中継施設整備業務委託見積設計図書（表紙）
- j 見積設計図書

見積設計図書に添付する書類は要求水準書に記載のとおりとする。

(ウ) 見積書及び見積内訳書

- a 様式 4-1 鎌倉市名越中継施設整備業務委託見積書
- b 様式 4-2 鎌倉市名越中継施設整備業務委託見積内訳書（表紙）
- c 様式 4-3 見積内訳書

6 審査・選定方法

(1) 選定方法

参加資格を有することが認められた参加者から提出された技術提案書類等は、選定基準書に基づき評価及び選定を行う。

選定に当たっては最低基準を設け、最低基準を満たした参加者のうち、総合評価点が最も高い者を優先交渉権者、次に総合評価点が高い者を次点優先交渉権者として選定する。総合評価点が最も高い者が2者以上あるときは、非価格要素点の高い者を優先交渉権者として選定する。また、参加者が1者の場合でも有効に成立するものとする。

なお、総合評価点が最低基準を上回る参加者がいなかった場合には、本プロポーザルにおいて優先交渉権者の選定は行わないものとする。

(2) 審査会の設置

優先交渉権者の選定に当たっては、鎌倉市企画等提案型契約審査会条例（平成24年7月2日条例第2号）に基づき、外部有識者等で組織する「鎌倉市名越中継施設整備業務企画提案審査会」（以下「審査会」という。）を設置する。審査会での選考は非公開とする。

なお、審査会委員の氏名は、委員の任期が終了するまで非公表とする。

(3) 選定基準及び評価項目等

選定基準書のとおり

(4) 技術提案書類等の事前審査及び確認

ア 事前審査

参加資格審査において参加資格要件を満たした参加者から提出された技術提案書類等に基づき、本市は次の内容について事前審査を行う。

(ア) 技術提案書類等の提出状況

(イ) 要求水準書及び各書類間における内容の整合性

技術提案書類等の提出状況に不備がある場合や、要求水準書の内容を明らかに満たしていないと確認される場合、各書類間で内容に大きな齟齬又は乖離がある場合、見積書の価格（以下「提案見積価格」という。）が事前に公表する見積上限金額を上回っている場合は失格とする。

ただし、技術提案書類等の内容が意図したものではないこと、提案内容及び提案見積価格に大きな影響を及ぼすものでないこと、かつ当該内容のみにより失格とすることはかえって公平性を欠くと認められる場合には、当該提案を行った参加者に対してプレゼンテーションへの参加の希望を確認し、提案見積価格の変更を行わずに当該箇所について要求水準書を満たすことを条件に、当該参加者を失格としないことがある。

なお、要求水準書を満たしているか、提案内容からは客観的に読み取れない場合には、当該参加者に直接確認することがある。

(5) プレゼンテーションの実施

プレゼンテーションの開催に係る詳細は、技術提案書類等の提出期限以降に別途通知する。

ア 日時

令和6年(2024年)11月13日又は14日（予定）

イ 場所等

市が指定場所での対面又はオンラインのいずれかの実施とする。

ウ 出席者等

詳細は別途連絡するものとする。

エ 留意事項

(ア) 提出された技術提案書類等の訂正、追記、返却は認めない。

(イ) 市が要求する内容以外の書類や図面等は受理しない。

(ウ) プロポーザルにおいて作成される資料、成果物等は、本事業の目的の範囲内においてプロポーザルを支援する中外テクノス株式会社に提供する。

(6) プレゼンテーションの辞退

提案審査対象者が、プレゼンテーションを辞退する場合は、「様式 2-9 プレゼンテーション 辞退届」を提出すること。

なお、辞退した者が、これを理由として以後の指名等について不利益な扱いを受けることはない。

(7) 審査結果理由の説明請求

事前審査又はプレゼンテーションの結果、失格となった者は、その理由について本市に説明を求めることができる。

(ア) 請求期日

本市が通知した日の翌日から起算して7日以内

(イ) 請求方法

書面(様式自由)にて環境施設課に提出すること。

提出方法は、持参または郵送(消印有効)とし、持参の場合は午前9時から午後5時(土曜日、日曜日、祝日及び正午から午後1時は除く)とし、郵送した場合は到着予定を電話にて連絡すること。

(ウ) 回答方法

説明を求めた者に対する回答は、電子メールにて速やかに送付する。

(8) その他

ア プレゼンテーションは、実際に業務に従事する者が行うこと。

イ プレゼンテーション等における参加者の発言や回答内容等は、技術提案書類等における提案内容と同様の扱いとし、本事業の契約上の拘束力を有するものとして取り扱うものとする。

ウ 本市が提示する資料及び回答書は、本要領と一体のものとして、同等の効力を有するものとする。

7 失格事由

参加者が、業務委託契約を締結するまでの期間に、次に掲げる事由に該当した場合は、参加資格及び優先交渉権者の決定を取り消すこととする。

- (1) 参加資格要件を満たしていない又は満たさなくなった場合
- (2) 定められた提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合
- (3) 指定する様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しない場合
- (4) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- (5) 提出書類及びプレゼンテーションにおいて、3(5)プロポーザル参加に関する留意事項に規定する表現方法以外の方法が用いられている場合
- (6) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (7) 提案見積価格が見積上限金額を超えている場合
- (8) プレゼンテーションに参加しなかった場合
- (9) 評価及び選定の公平性を害する行為があった場合
- (10) プロポーザルに対する援助を本要領等に定める手続以外の方法により、審査会委員又は関係者に直接又は間接的に求めた場合
- (11) 前各号に定めるもののほか、プロポーザルへの参加に当たり著しく信義に反する行為等、審査会会長が失格であると認めた場合

8 選定結果の公表等

選定結果については、令和6年(2024年)11月中下旬を目途に参加者全員にメールにて通知するとともに、業務委託契約締結後に本市ホームページで公表する。

また、本事業に係る情報公開請求があった場合には、鎌倉市情報公開条例に基づき、参加者や優先交渉権者決定方法等を公開することがある。

9 その他事業の実施に関する事項

(1) 優先交渉権者選定後の手続

ア 契約内容の交渉

(ア) 契約金額は、原則として優先交渉権者が提出した見積書及び見積内訳書の金額以内とする。

(イ) 優先交渉権者は、速やかに、「様式 4-3 見積内訳書」に記載した科目に沿って細目まで記載した契約金内訳書を作成の上、本市に提出するものとする。

(ウ) 提案内容は契約書の一部を構成するものとなるため、次の範囲において本事業の契約上の拘束力を有することに留意すること。

ア 提案内容の取扱い

原則として、優先交渉権者が提案した提案内容が業務委託契約で定める業務水準となり、その内容に拘束される。ただし、本市と優先交渉権者との間で協議の上、提案内容のうち要求水準以上の提案について、その一部又は全部を業務委託契約で定める業務水準とはしないことを決定できる。なお、優先交渉権者は本市の決定に拘束されることに留意すること。

イ 審査会の意見の取扱い

審査会において、参加者からの提案内容に対して意見が出される場合がある。この場合、業務委託契約締結の段階で、審査会が提示した意見を踏まえて、提案内容を改善することが望ましいと本市が判断し、優先交渉権者との間で合意した場合には、設計等の条件として加味する場合があることに留意すること。

(エ) 業務委託契約締結までの期間に優先交渉権者が失格事由等に該当した場合、協議が整わない場合、事故等の特別な事由により契約締結が不可能となった場合は、次点優先交渉権者を優先交渉権者に繰り上げるものとする。その場合、本要領等における「優先交渉権者」に対する各規定は全て「次点優先交渉権者」に読み替えて、各規定を適用する。

イ 基本契約（仮契約）の締結

本市は、優先交渉権者と相互に協力し本事業を円滑に実施するため、本事業に係る基本契約（仮契約）を締結する。

ウ 業務委託契約の締結

本市は、優先交渉権者と基本契約（仮契約）に基づき、本事業に係る業務委託契約を締結する。

なお、基本契約（仮契約）は市議会における議決を経て本契約となる。市議会への議案提案は、令和6年(2024年)12月を予定している。

(2) 事業者の責任の明確化等

ア 責任分担の基本的な考え方

本市と事業者が、適正にリスクを分担することにより、より経済的で質の高い成果を目指すものである。

本施設の設計及び施工に係る責任は、原則として事業者が負う。ただし、本市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、別途事業者と協議の上、本市が責任を負う。

なお、責任分担の具体的内容については、業務委託契約で定める。

イ 予想されるリスクと責任分担

予想されるリスク及び本市と事業者の責任分担は、原則として別紙2のとおりとし、責任分担の程度や具体的な内容は、業務委託契約で定める。

(3) 契約保証金

事業者は、鎌倉市契約規則第2条第1項第2号の規定に基づき、契約保証金として契約金額の10/100の納付を行わなければならない。

ただし、同規則第5条の各号に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部を免除することができる。

(4) 第三者賠償保険への加入

事業者は、建設工事保険または組立保険（類似の機能を有する共済等を含む）及び、受注者賠償責任保険（類似の機能を有する共済等を含む）に加入すること。

(5) 資材及び労働力について

ア 本事業に必要な資材は、可能な限り市内業者から購入した資材の使用に努めること。

イ 本事業の施工において、工事の一部（主体的部分を除く）を下請負に付す場合、下請負の相手方は可能な限り市内業者から選定するよう努めること。

(6) 係争事由に係る基本的な考え方

事業契約の解釈について疑義が生じた場合、本市と事業者は、誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、法令及び事業契約中に規定する具体的措置に従うものとする。

(7) 管轄裁判所

事業契約に関する紛争については、横浜地方裁判所を合意による第一審の管轄裁判所とする。

10 担当課

プロポーザル参加申込及び優先交渉権者の決定等に係る担当課は次のとおりとする。

担当課：鎌倉市 環境部 環境施設課

住 所：〒248-8686 神奈川県鎌倉市御成町 18 番 10 号

電 話：0467-61-3625（直通）

メールアドレス：siseken@city.kamakura.kanagawa.jp

担 当：鬼頭、大島

別紙1 業務分担表

(○：主、△：副)

業務区分	業務内容	分担		備考
		本市	事業者	
計画管理	施設整備全体に関する計画、管理	○		
施設整備に係る許認可手続き	施設整備に関する許認可手続き	○	△	副分担は資料作成等の補助を行う。
	交付金等の申請	○	△	副分担は資料作成等の補助を行う。
	開発関係	○	△	副分担は資料作成等の補助を行う。
住民対応	住民説明会等の対応	○	△	副分担は資料作成等の補助等、必要に応じた対応を行う。
設計	設計に係る許認可手続き	△	○	副分担は連絡等の補助を行う。
	実施設計		○	
	設計監理	○		
建設	工事に係る許認可手続き	△	○	副分担は連絡等の補助を行う。
	施工		○	既設焼却施設の解体を含む。
	施工管理		○	既設焼却施設の解体を含む。
	工事監理	○		
試運転、性能試験	放流水質、汚泥等の性状		○	
	施設に配置する人員確保	○		
	前項以外の用役費等の試運転・性能試験に必要なすべての経費		○	
施設全体管理	施設設置者としての施設管理	○		
	工事現場に係る管理		○	
施設運営	引渡後の施設運営	○		

別紙2 リスク分担表

(○:主)

リスク項目	概 要	分担		
		本市	事業者	
共 通	募集資料リスク	事業者募集資料の誤り又は変更によるもの	○	
	契約締結リスク	議会を含む本市の事由による契約不調及び契約手続の遅延に関するもの	○	
		事業者の事由による契約不調及び契約手続の遅延に関するもの		○
	法令変更リスク	課税等変更時に事業者が負うべきもの		○
		上記以外の場合のもの	○	
	許認可リスク	本市が取得すべき許認可取得の遅延に関するもの	○	
		事業者が取得すべき許認可取得の遅延に関するもの		○
	政治リスク	政策方針の変更等による事業の停止・変更に関するもの	○	
	交付金等リスク	事業者の事由により予定していた交付金額等が交付されない等による計画遅延、費用の増大等に関するもの		○
		その他の事由により予定していた交付金額等が交付されない等による計画遅延、費用の増大等に関するもの	○	
	資金調達リスク	本市の事業の実施に必要な資金調達に関するもの	○	
		事業者の事業の実施に必要な資金調達に関するもの		○
	物価変動リスク	本市負担分に係る物価変動に関するもの	○	
		事業者負担分に係る物価変動に関するもの		○
応募コスト	応募費用に関するもの		○	
事故リスク	設計において発生する事故に関するもの		○	
	建設において発生する事故に関するもの		○	
不可抗力リスク	天災等の不可抗力により事業費の増大、計画遅延、中止等に関するもの	○		
債務不履行リスク	本市の事由による事業破綻、契約破棄、契約不履行に関するもの	○		
	事業者の事由による事業破綻、契約破棄、契約不履行に関するもの		○	
住民対応リスク	事業者の責めに帰すべき事由による場合に関するもの		○	
	上記以外に関するもの	○		
第三者賠償リスク	事業者の責めに帰すべき事由による場合に関するもの		○	
	上記以外に関するもの	○		
環境保全リスク	事業者の責めに帰すべき事由による場合に関するもの		○	
	上記以外に関するもの	○		
設 計 段 階	設計変更リスク	本市の指示並びに提示条件の不備や変更による設計費用の増大及び計画遅延に関するもの	○	
		事業者の提案内容の不備や変更による設計費用の増大及び計画遅延に関するもの		○
	調査リスク	本市が実施した調査に関するもの	○	
		事業者が実施した調査に関するもの		○
建 設 段 階	建設着工遅延リスク	本市の指示並びに提示条件の不備や変更による工事着工遅延に関するもの	○	
		上記以外に関するもの		○
建 設 段 階	工事費増大リスク (既設焼却施設解体 工事を含む)	本市の指示並びに提示条件の不備や変更による工事費用の増大に関するもの	○	
		上記以外に関するもの		○
	工事遅延リスク	本市の指示並びに提示条件の不備や変更による工事遅延及び未完工による施設の供用開始遅延に関するもの	○	
		上記以外に関するもの		○
一般的損害リスク	工事目的物・材料・他関連工事に関して生じた損害に関するもの		○	
試運転・性能試験リ スク	試運転・性能試験（事業者実施）に要する廃棄物の供給等に関するもの	○		
	試運転・性能試験（事業者実施）の結果、契約等で規定した要求性能の不適合によるもの		○	
施 設 の 引 渡 後	運転指導リスク	運転指導の不備による運転時のトラブルに関するもの		○
	施設の性能確保リスク	施設の引き渡し時における要求性能確保に関するもの		○
		施設の供用中における要求性能確保に関するもの(多量排出時の対応)		○
		上記以外に関するもの	○	